

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年塩尻市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(事前協議)

第3条 条例第10条第1項の規定による事前協議をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 配置図
- (4) 土地造成計画平面図及び断面図
- (5) 雨水排水計画図
- (6) 太陽光発電設備の構造図
- (7) 維持管理計画（様式第2号）
- (8) 現況カラー写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 条例第10条第4項の規定による通知は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議終了通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第10条第4項（条例第18条において準用する場合を含む。）の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

第4条 条例第10条第6項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 太陽光発電設備の定格出力の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更

第5条 条例第10条第6項の規定による変更の協議をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議変更協議書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

第6条 条例第10条第7項の規定による中止又は取下げの届出をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業事前協議中止（取下）届出書（様式第5号）に市長が必

要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(隣接住民等への説明等)

第7条 条例第11条第2項及び第12条第3項の規則で定める方法は、隣接住民等への資料の回覧又は送付その他市長が適当と認める方法とする。

第8条 条例第11条第4項の規定による説明の内容の報告は、塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 条例第12条第4項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(設置の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置届出書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 配置図
- (4) 土地造成計画平面図及び断面図
- (5) 雨水排水計画図
- (6) 太陽光発電設備の構造図
- (7) 維持管理計画（様式第2号）
- (8) 塩尻市太陽光発電設備設置事業説明会開催等報告書（様式第6号）
- (9) 現況カラー写真
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 条例第13条第2項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(着手の届出)

第10条 条例第16条の規定による届出をしようとする者は、塩尻市太陽光発電設備設置事業着手届出書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書の写し（同項の再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(標識の設置)

第11条 条例第17条に規定する標識の大きさは、縦27センチメートル以上、横40センチメートル以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備設置事業の名称
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 太陽光発電設備の定格出力
- (4) 設置者、設計者、工事施工者及び保守点検責任者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (5) 発電開始日
（変更等の届出）

第12条 条例第18条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 太陽光発電設備の定格出力の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更

第13条 条例第18条の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備設置事業の内容の変更をしようとするとき 塩尻市太陽光発電設備設置事業変更届出書（様式第9号）及び市長が必要と認める書類
- (2) 太陽光発電設備設置事業の中止又は廃止をしようとするとき 塩尻市太陽光発電設備設置事業中止（廃止）届出書（様式第10号）及び市長が必要と認める書類
（完了報告）

第14条 条例第19条の規定による報告は、塩尻市太陽光発電設備設置事業完了報告書（様式第11号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況並びにフェンス及び標識の設置等の状況が分かる現況カラー写真
- (2) その他市長が必要と認める書類
（定期報告）

第15条 条例第20条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第12号）によるものとする。

2 条例第20条第1項の規則で定める日は、6月30日とする。

3 条例第20条第3項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。
（災害等の報告）

第16条 条例第21条第2項の規定による報告は、塩尻市太陽光発電設備（災害・事故）等報告書（様式第13号）によるものとする。

（太陽光発電事業の廃止及び太陽光発電設備の撤去の届出）

第17条 条例第22条第1項の規定による届出は、塩尻市太陽光発電設備設置事業廃止及び撤退届出書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第22条第2項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法に

より行うものとする。

(太陽光発電事業の承継の届出)

第18条 条例第23条第1項の規定による届出は、塩尻市太陽光発電設備設置事業承継届出書(様式第15号)によるものとする。

2 条例第23条第2項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(立入調査員証)

第19条 条例第24条第2項の証明書は、立入調査員証(様式第16号)とする。

(勧告)

第20条 条例第26条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第17号)により行うものとする。

(公表)

第22条 条例第28条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 塩尻市公告式条例(昭和34年塩尻市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

第23条 条例第28条第2項の規定による理由の通知は、公表理由等通知書(様式第19号)により行うものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日塩尻市規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を

施して使用することができる。